

県北広域振興局長告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年6月2日

県北広域振興局長 米内靖士

就労継続支援

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|--------|------------------|-----------|
| 0310700059 | みずき園 | 久慈市長内町第18地割14番地3 | 令和8年5月31日 |